

2012年10月24日

文部科学大臣 田中眞紀子 様

全日本教職員組合（全教）
中央執行委員長 北村 佳久

国際人権規約（社会権規約）第13条2項にかかわる留保撤回を受けて

教育予算の拡充、教育費無償化施策の充実を求める要請書

政府は、9月11日の閣議において、高校・大学段階の教育費について漸進的無償化を定めた「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約）」（以下、社会権規約）第13条2項に係る留保を撤回することを決定し、同日付で国際連合事務総長に通告しています。長年にわたって、この留保の撤回を求め、教育費無償化の前進を求めてきた全教は、政府の決定を歓迎し、この留保撤回が教育費無償化への歩みをいっそう促進させる契機となることを願っています。

社会権規約第13条は、「教育が人格の完成及び人格の尊厳についての意識の十分な発達を指向し並びに人権及び基本的自由の尊重を強化すべきことに同意すること」を締約国に求め、そのために「特に、無償教育の漸進的な導入により」を強調しています。外務省が、留保撤回により、この強調箇所拘束されることになると明言している点からも、今回の留保撤回は、教育そのものの権利性や目的を改めて確認するとともに、教育費無償化に向けての施策を充実させてこそ大きな意味を持つこととなります。さらに、文部科学省がその意義をどのように認識しているか、基本的な見解を示すことが求められています。

留保撤回の重要な到達点にたつて、留保撤回後の教育施策について以下の点を要請します。

記

1. 社会権規約第13条2項(b)及び(c)の留保撤回の意義と趣旨を全国に周知する具体的なとりくみをおこなうこと。
2. 留保撤回を受けて、高校・大学段階における教育費の無償化に向けた年次計画を策定すること。国の年次計画に対応する地方自治体の計画策定を促す具体的な施策を講じること。
3. 「社会全体であなたの学びを支えます」としてスタートした「公立高校の授業料無償制及び高等学校等就学支援金制度」をいっそう前進させ、公私を問わず高校の学費を無償化すること。
4. 諸外国並みに高校生・大学生に対する給付制奨学金制度を創設し、修学を保障すること。

以 上